

# 奈良市公報

第 273 号

平成23年10月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 条 例

○奈良市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例	1
○奈良市税条例等の一部を改正する条例	2
○奈良市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例	5
○奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例	5
○奈良町からくりおもちゃ館条例	6
○奈良市児童遊園条例の一部を改正する条例	7
○奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	7
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7

### 規 则

○奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
○奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	10
○政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15
○奈良市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則	15

### 告 示

○指定管理者の公募	15
○地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧	16
○一般競争入札の実施（2件）	16
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	18
○予防接種の実施の一部改正	19
○奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱	19
○交付要求通知書の公示送達	22
○放置自転車等の保管	22
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	22
○市有財産の公売	22
○住居番号の設定	24
○放置自転車等の保管	24
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	24
○都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧	25
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	25

○指定管理者の公募	25
○放置自転車等の保管	25
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定	26
○平成23年度奈良市一般会計補正予算等の要領	26
○放置自転車等の保管	29
○放置自転車等の処分	29
○予防接種の実施の一部改正	29
○放置自転車等の保管	29
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	30
○一般競争入札の実施	30
○指定管理者の指定	31

### 公 営 企 業

○一般競争入札の実施	31
○計量業務の委託	32
○一般競争入札の実施	32

### 選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	33
農業委員会	
○農地部会の招集	33
議会	
○議員の辞職の許可	34

## 条 例

奈良市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第29号

奈良市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例

奈良市スポーツ振興審議会に関する条例（昭和37年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市スポーツ推進審議会に関する条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条」に、「奈良市スポーツ振興審議会」を「奈良市スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「スポーツ振興法第4条第4項及び第23条」を「スポーツ基本法第35条」に、「振興に」を「推進に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の奈良市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により奈良市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の奈良市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定により任命された奈良市スポーツ推進審議会の委員とみなす。  
(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

（平成23年9月14日掲示済）

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第30号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

（奈良市税条例の一部改正）

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第24条の2を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第24条の2 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（1）次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの

- ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人

に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財團法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）
- (2) 別に条例で定める特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。  
第28条第1項中「第24条の2」を「第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 第13条第1項第1号の者は、第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。
- 第29条第2項中「掲げる」を「規定する」に改める。
- 第30条第1項中「納稅義務者のうち」を「納稅義務者

が」に、「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に、「3万円」を「10万円」に改める。第57条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第60条第6項中「、地方開発事業団」を削る。

第67条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第72条第1項、第83条第1項及び第95条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第109条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第109条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第107条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第129条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第135条の2を第135条の3とし、第135条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第135条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第145条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第159条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項又は附則第28条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第

25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第19条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がなかつたものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第23条の2第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第24条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第25条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

額」と削る。

附則第28条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第28条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第28条の3の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第28条の3の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第24条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第35条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

(奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市税条例の一部を改正する条例(平成20年奈良市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項中「新条例第24条の2」を「奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成23年奈良市条例第30号)による改正後の条例第24条の2」に、「同条第1項第12号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「同条第1項第1号コ中「特定非営利活動に関する寄附金」に、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「特定非営利活動に関する寄附金」に改め、「規定する事業」の次に「に関連する寄附金」を加え、同条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 奈良市税条例の一部を改正する条例(平成22年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例附則第10条の2第5項の改正規定 平成23年10月20日
- (2) 第1条中奈良市税条例第16条第1項の改正規定、同条例第30条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第57条第1項、第72条第1項、第83条第1項及び第95条第1項の改正規定、同条例第109条の次に1条を加える改正規定、同条例第129条第1項の改正規定、同条例第135条の2を第135条の3とし、第135条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第145条第1項の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (3) 第1条中奈良市税条例第28条の改正規定及び同条例第30条第1項の改正規定(「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び第4項の規定 平成24年1月1日
- (4) 第1条中奈良市税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第24条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号

及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第24条の2第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第24条の2の規定の適用については、同条第1項第1号中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関する寄附金」とする。

3 新条例第28条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第28条の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

5 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

#### （固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

#### （都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 施行日から平成23年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の奈良市税条例の一部を改正する条例（平成20年奈良市条例第41号）附則第2条第3項中「奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成23年奈良市条例第30号）による改正後の条例第24条の2」とあるのは「新条例第24条の2」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

#### （罰則に関する経過措置）

第6条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成23年9月14日掲示済）

奈良市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第31号

奈良市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例

奈良市ボランティアセンター条例（平成6年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項中「午後8時」を「午後5時」に改め、同条ただし書きを削る。

第2条の5第1項各号を次のように改める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成23年9月14日掲示済）

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第32号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティスポーツ施設条例（昭和61年奈良市

条例第12号) の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「プール」を「奈良市八条コミュニティスポーツ広場及びプール」に改める。

別表第1 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の項の次に次のように加える。

奈良市八条コミュニティスポーツ広場	奈良市八条一丁目814番地の4
-------------------	-----------------

別表第2の1の表中

備考

運動広場を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、450円を加算した額とする。

を

備考

- 1 運動広場を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、450円を加算した額とする。
- 2 奈良市八条コミュニティスポーツ広場については、午前、午後又は午前・午後の使用に係るものに限る。

に

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年9月14日掲示済)

奈良町からくりおもちゃ館条例をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第33号

奈良町からくりおもちゃ館条例

(目的及び設置)

第1条 伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、地域の活性化と観光振興の拠点とするため、からくりおもちゃ館(以下「館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良町からくりおもちゃ館	奈良市陰陽町7番地

(事業)

第3条 館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) からくりおもちゃ等の展示及び体験に関する事。
- (2) 観光の案内に関する事。
- (3) その他館の設置目的を達成するために必要な事業(指定管理者)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2

第3項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 館の利用制限に関する事。
- (3) 館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、館を管理しなければならない。

(開館時間)

第5条 館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

- (2) 休日の翌々日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(行為の禁止)

第7条 館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 発火性又は引火性等の危険物を持ち込むこと。
- (2) 指定場所以外で喫煙、たき火等の火気を取り扱うこと。
- (3) 落書き等により、施設等を汚損すること。
- (4) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (5) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (6) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (7) その他指定管理者が管理上支障があると認めること。

(入館の禁止等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又は他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償)

第9条 館の施設等をき損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年9月14日掲示済)

奈良市児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第34号

奈良市児童遊園条例の一部を改正する条例

奈良市児童遊園条例（昭和39年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表猿沢児童遊園の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成23年9月14日掲示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第35号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立佐保台幼稚園の項を削り、同部奈良市立左京幼稚園の項中「奈良市立左京幼稚園」を「奈良市立認定こども園左京幼稚園」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年9月14日掲示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第36号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を削り、附則第9項を附則第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 市長等の給料月額は、市長にあつては平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間、副市長にあつては平

成23年10月1日から平成24年1月31日までの間、別表及び第6項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

附則第10項を附則第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

10 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」と、「とあるのは、「100分の145」と、」とする。

#### 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(平成23年9月14日掲示済)

## 規 則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第56号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(入所の申込み)

第2条 保育所において条例第2条第1項に規定する保育の実施を希望する児童の保護者は、保育所入所申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、母子健康手帳その他本人が所持すべき書類については、提示により提出に代えることができる。

(1) 就労に関する証明書、医師の診断書、母子健康手帳、り災証明書その他児童を保育できないことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 保育所において条例第2条第2項に規定する幼児教育の実施に係る入所申込については、別に定める。

第3条に次の1項を加える。

3 児童の保護者は、毎年度、前条第1項各号に掲げる書類を市長に提出又は提示しなければならない。

第8条中「25日」を「末日」に改める。

第9条中「保育料減免申請書（別記第6号様式）」の次に「に市長が必要と認める書類を添えて」を加える。

別記第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

平成23年10月1日  
(土曜日)

第273号

捺印

第3号様式(第3条関係) 第4号様式(第5条関係)

年 月 日

保育所入所不承諾通知書

様

奈良市長 印

申込みのありました保育所への入所については、次の理由により入所できません  
で通知します。  
(理由)

次のとおり保育の実施を解除しますので通知します。

(理由)

児童氏名	生年月日	生年月日	年 月 日
保育所名			決定年月日
内 容	解 除	解 除年月日	年 月 日
解除理由	備考		
備考			

児童氏名	生年月日	生年月日	年 月 日
申込年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
内 容	入所不承諾	申込の 有効期限	年 月 日
備考			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第9条関係)

## 保育料減免申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所  
 保護者 氏 名 印  
 電話番号

次のとおり保育料の減免を申請します。

フリガナ				生年月日	性別	
児童氏名				年月日	男・女	
保育所名						
減免を受けようとする理由						
家庭の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先・学校・保育所名
住宅の状況	持家・借家・間借り・同居・ 公営・公団・社宅・その他			家賃		
				間借		
新規・継続の別				新規・継続		

## 附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。  
(平成23年9月1日掲示済)

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第57号**

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則(平成21年奈良市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「口頭によりその旨を」を「預かり保育利用申込書(別記第2号様式)により」に改める。

第3条第1項中「認定こども園入園承諾書(別記第2号様式)」を「保育所入所承諾通知書(別記第3号様式)」に、「認定こども園入園不承諾通知書(別記第3号様式)」を「保育所入所不承諾通知書(別記第4号様式)」に改め、同条第2項中「その内容を口頭で」を「預かり保育利用承諾(不承諾)通知書(別記第5号様式)により」に改める。

第6条中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第7条中「6,500円」を「12,000円」に改める。

第8条中「児童1人につき1日500円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 昼食を提供しない場合 児童1人につき1日500円
- (2) 昼食を提供する場合 児童1人につき1日800円

第9条中「25日」を「末日」に改める。

第10条を次のように改める。

(預かり保育料の徴収)

第10条 預かり保育料は、月を単位として徴収するものとし、第8条各号に定める額にそれぞれ当該月の預かり保育の利用日数を乗じて得た額を合計した額を翌月末までに納入しなければならない。

第11条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第12条を次のように改める。

(預かり保育の利用中止)

第12条 預かり保育の利用を中止するときは、預かり保育利用中止届(別記第8号様式)により市長に届け出なければならない。

別記第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第2号様式(第2条関係)

## 預かり保育利用申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所  
保護者 氏 名 ㊞  
電話番号

奈良市保育の実施に関する条例第2条第3項に規定する預かり保育の利用を申し込みます。

児童氏名 年 月 日生					
保育所名					
希望利用期間 年 月 日から 年 月 日まで					
預 か り 保 育 の 希 望 理 由	該当する番号を記入 ( ) ( ) (1) 居宅外で労働することを常態としている。 (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。 (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (7) その他(希望理由を具体的に記入) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>				
	預 か り 保 育 利 用 日 及 び 時 間	実 施 日 (平 日)  短 時 間 保 育	<input type="checkbox"/> 月曜日 ( 時 分 ~ 時 分まで) <input type="checkbox"/> 火曜日 ( 時 分 ~ 時 分まで) <input type="checkbox"/> 水曜日 ( 時 分 ~ 時 分まで) <input type="checkbox"/> 木曜日 ( 時 分 ~ 時 分まで) <input type="checkbox"/> 金曜日 ( 時 分 ~ 時 分まで)		
休 春 土 み 夏 曜 日 ・ 及 冬 び			<input type="checkbox"/> 土曜日 ( 時 分 ~ 時 分まで) <input type="checkbox"/> 長期休業日 ( 時 分 ~ 時 分まで)		
利 用 日 数	<input type="checkbox"/> 月5日まで <input type="checkbox"/> 月10日まで <input type="checkbox"/> 月15日まで <input type="checkbox"/> 不定期				

年 月 日

## 保育所入所承諾書

様

奈良市長 印

申込みのありました保育所への入所については、次のとおり承諾します。

児童氏名		生年月日	年 月 日
保育所名		決定年月日	年 月 日

保育料 別途保育料決定通知書で通知します。

内 容	入 所	階 層	
実施期間	年 月 日	から 年 月 日	まで

備考

児童氏名		生年月日	年 月 日
申込年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
内 容	入所不承諾	申込の有効期限	年 月 日

平成23年10月1日  
(土曜日)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式(第3条関係)

別記第7号様式を削る。

家庭の状況に改め、同様式を別記第7号様式とし、別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

様

印

奈良市長

預かり保育利用承諾(不承諾)通知書

申込みのありました奈良市保育の実施に関する条例第2条第3項に規定する預かり保育の利用承諾(不承諾)について通知します。

児童氏名	年	月	日	生
保育所名	一	一	一	一

(承諾)	利用期間	年	月	日から	年	月	日まで
------	------	---	---	-----	---	---	-----

(不承諾)	理由
一	一

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

平成23年10月1日  
(土曜日)

第273号

捺印  
申出公報

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第12条関係)

預かり保育利用中止届

年月日

年月日

幼児教育実施解除通知書

次のとおり幼児教育の実施を解除しますので通知します。

(宛先) 奈良市長

奈良市長 印

奈良市長 印

住 所  
保護者 氏 名  
電話番号

(印)

奈良市保育の実施に関する条例第2条第3項に規定する預かり保育の利用を中止します。

児童氏名	生年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
保育所名		決定年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
内 容	解 除	解除年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
解除理由		預かり保育の利用中止日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
備 考		(理由)					

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市幼稚教育及び預かり保育の実施に関する規則第7条から第10条までの規定は、平成23年10月分以後の月分の教育保育料及び預かり保育料から適用し、平成23年9月分までの教育保育料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の奈良市幼稚教育及び預かり保育の実施に関する規則（以下「旧規則」という。）第10条の規定により交付された利用券については、平成24年3月31日までの間、使用することができる。

4 この規則の施行の日前に徴収した預かり保育料については、旧規則第12条の規定は、平成24年3月31日までの間、なおその効力を有する。

（平成23年9月1日掲示済）

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第58号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年奈良市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中 「先物取引の事業・雑所得」 を

「先物取引の事業・譲渡・雑所得」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成23年9月9日掲示済）

奈良市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第59号

奈良市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市体育指導委員に関する規則（平成20年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市スポーツ推進委員に関する規則

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

員」に改める。

第2条第1項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「振興」を「推進」に改め、同条第2項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第3条から第6条までの規定中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成23年9月14日掲示済）

告 示

奈良市告示第501号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市法蓮町1207番地の1

奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの事業の実施に関すること。

① 市民活動に関する情報の収集及び提供に関するこ  
と。

② 市民活動に関する相談に関すること。

③ 市民活動に関する講座等の開催に関すること。

④ 市民活動に関する広報に関すること。

⑤ 市民活動に関する団体、グループ等の活動の場の  
提供に関すること。

⑥ その他センターの設置目的を達成するために必要  
な事業

(2) センターの使用承認及び使用制限に関するこ  
と。

(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関するこ  
と。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民活動部協働推進課

(2) 申請期間

平成23年9月1日から平成23年9月30日まで

(3) 提出書類

奈良市ボランティアセンター指定管理者指定申請書  
に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市ボランティアセンター指定管理者事業計画  
書

イ 奈良市ボランティアセンター指定管理者収支予算

## 書

- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成22年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- ケ 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状

## 5 その他

その他の詳細は、奈良市ボランティアセンター指定管理者募集要項によります。

## 6 問い合わせ先

奈良市市民活動部協働推進課  
電話0742-34-5193

(平成23年9月1日掲示済)

## 奈良市告示第502号

奈良市針町の一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行って地籍簿及び地籍図を作成したから、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成23年8月測量、簿冊は平成23年8月14日（一筆地調査が終了した日）現在の状況により調査し、作成したものである。
- 3 閲覧期間  
平成23年9月2日から平成23年9月21日までの20日間
- 4 閲覧場所  
奈良市都祁白石町1026番地の1  
奈良市都祁行政センター業務課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接または公告した市町村長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日8時30分から17時までの間とする。

(平成23年9月1日掲示済)

## 奈良市告示第503号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

東部第2-2地区管路施設工事（邑地）13工区・7工区（単独）ほか42件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

## 3 設計図書等を示す日時及び場所

## (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

## 4 開札の場所

奈良市役所入札室

## 5 開札の日時

別表のとおり

## 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請	入札参加を申請する者は、告示日から平成23年9月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。
8 電子入札に関する事項	
(1) 電子入札の入札参加申請期間	平成23年9月1日から平成23年9月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(2) 電子入札の参加確認通知日	平成23年9月7日
(3) 入札書の提出期間	平成23年9月8日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(4) 電子入札の無効	<p>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>イ 他人のＩＣカードを使用した入札</p> <p>ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書</p> <p>エ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p>
(5) 入札者の失格	<p>ア 内訳書が添付されていない入札書</p> <p>イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札</p> <p>ウ 内訳書の日付が開札日でない入札</p> <p>エ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札</p> <p>オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札</p>
(6) 審査機関	入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
(7) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。	
9 その他	
(1) その他の詳細は、入札者心得によります。	
(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。	
(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。	
(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となります。	
(5) 問い合わせ先	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部契約室契約課 電話 0742-34-4743
別表省略	
	(平成23年9月1日掲示済)

## 奈良市告示第504号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 奈良市庁舎 高圧変電設備その他改修工事
- (2) 工事場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- (3) 工事期間 契約の日から平成24年1月31日までとする。
- (4) 工事概要 高圧変電設備改修工事一式  
照明器具改修工事一式
- (5) 予定価格 31,000千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 26,457千円（消費税及び地方消費税を除く。）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、電気一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 奈良市内に建設業法第3条に規定する本店又は営業所を有している者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における電気一式工事の総合評定値が750点以上であること。
- (3) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した高圧受変電設備工事の元請負業者として施工実績を有する者であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ア 一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
  - ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

## 3 設計図書等を示す日時及び場所

## (1) 日時

平成23年9月1日から平成23年10月11日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）

に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)	
(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)	
4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成23年10月12日 午前9時30分	
5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。	
6 入札参加申請 (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 一般競争入札参加申請書 イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した高圧受変電設備工事の元請負業者としての施工実績が確認できる書類(CORINS又は契約書等の写し) ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等) オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し (2) 入札参加申請方法 平成23年9月1日から平成23年9月14日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。	
7 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成23年9月30日までに入札参加申請者に通知します。	
8 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留 (2) 入札書の到達期限 平成23年10月11日 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 入札回数 1回 3 供用を開始する排水施設の位置	

(5) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者がした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ 入札書の日付が開札日でない入札 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札 (6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。	
(7) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。	
10 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。 (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (4) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部契約室契約課 電話 0742-34-4743	
(平成23年9月1日掲示済)	

## 奈良市告示第505号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年9月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年9月1日

公共下水道管理者 奈良市  
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成23年9月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市二名五丁目及び大森西町の各一部

管渠番号	起 点	終 点
二名第1幹線-3	奈良市二名五丁目1316-17	奈良市二名五丁目1607-30

三条幹線-69	奈良市大森西町216-2	奈良市大森西町216-1
大森幹線-68	奈良市大森西町200-2	奈良市大森西町200-5

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成23年9月1日掲示済)

**奈良市告示第506号**

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸  
次のように省略  
(平成23年9月1日掲示済)

**奈良市告示第507号**

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱を次のように定める。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸  
奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱  
(目的)

第1条 この要綱は、一般不妊治療等を受けている夫婦に對し、奈良市一般不妊治療費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該夫婦の経済的な負担軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この要綱において「一般不妊治療等」とは、医療保険各法の規定による療養の給付の対象となる不妊治療（診断のための検査、治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。第4条において同じ。）及び人工授精をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して行う不妊治療
- (3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わり

に妊娠・出産するもの

3 この要綱において「自己負担額」とは、一般不妊治療等について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって被保険者又は被扶養者が負担した額から、当該法令に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担金に相当する額並びに法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合のその額に相当する額を控除した額をいう。

（対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般不妊治療等を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有していること。
  - (2) 夫及び妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。
- （助成対象）

第4条 助成の対象となる費用は、対象者が市内に住所を有する期間において産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関における一般不妊治療等に要した費用（不妊治療にあっては自己負担額、人工授精にあっては治療費の全額とし、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用を除く。）及び一般不妊治療等に関し当該医療機関において交付された処方せんにより調剤を受けた薬局等に支払った費用とする。

（助成金の期間及び額）

第5条 助成する期間は、助成を開始した診療日の属する月から起算して2年とする。

2 助成金の額は、前条の対象経費の2分の1（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1夫婦について、1年度当たりの助成金の額の上限は5万円、前項の期間における助成金の合計額の上限は10万円とする。

（助成の申請及び決定）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市一般不妊治療費等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書（別記第2号様式）
  - (2) 医療機関等発行の領収書の写し
  - (3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
- 2 申請者は、前項の申請の際、第3条第2号に該当するため被保険者証を提示しなければならない。

## 奈良市公報

第273号

平成23年10月1日  
(土曜日)

3 第1項の申請は、一般不妊治療等を受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

## 附 則

この告示は、平成23年9月1日から施行し、同年4月1日以後に療養の給付を受けた一般不妊治療等について適用する。

別記

第1号様式(第6条関係)

## 奈良市一般不妊治療費等助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市一般不妊治療費等助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお助成の可否を決定するにあたり、高額療養費、付加給付等の支給について、奈良市が健康保険組合等の保険者へ確認することに同意します。  
また、住所等の確認のため、奈良市が住民基本台帳情報を確認することに同意します。

申 請 者	申 請 日	年 月 日			
	ふりがな				
	氏 名	生 年 月 日			
	夫	年 月 日 生 ( 歳 ) <small>印</small>			
	妻	年 月 日 生 ( 歳 ) <small>印</small>			
	住所	〒 電話 ( )			
	住所	〒 電話 ( )			
	①自己負担額	円		第2号様式に記載の金額	
	②医療保険の給付等	円		高額療養費、付加給付等	
	③申請額	円		(①-②) / 2 (上限5万円)	
加入医療保険 (夫)	【種別】国保・健保・船員・共済・その他 ( ) 【保険者番号】 ( ) 【区分】本人・被扶養者 【保険者名】 ( ) 【記号番号】 ( )				
加入医療保険 (妻)	【種別】国保・健保・船員・共済・その他 ( ) 【保険者番号】 ( ) 【区分】本人・被扶養者 【保険者名】 ( ) 【記号番号】 ( )				
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協			本店 支店(支所) 出張所
	預金の種類	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人		
	口座番号				(左詰記入)

申請受理年月日	年 月 日			(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日		
④交付済額  ( 年 月より助成開始 )	円			年度分 円			
				年度分 円			
				年度分 円			
⑤交付決定額 円			受給者番号				

第2号様式(第6条関係)

## 奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

医療機関等

住所

名称

代表者氏名

印

電話番号

以下のとおり一般不妊治療等を実施したことを証明します。

(ふりがな) 受診者氏名	夫	生年月日	年 月 日	
	妻	生年月日	年 月 日	
当医療機関における不妊治療開始年月日 年 月 日				
( )年度における治療期間		年 月 日 ~	年 月 日	
検査・不妊治療の内容	<input type="checkbox"/> 超音波検査	<input type="checkbox"/> タイミング療法		
	<input type="checkbox"/> ホルモン検査	<input type="checkbox"/> 薬物療法		
	<input type="checkbox"/> 子宮卵管造影検査	<input type="checkbox"/> 排卵誘発法		
	<input type="checkbox"/> クラミジア抗体検査	<input type="checkbox"/> 手術療法		
	<input type="checkbox"/> 精液検査	<input type="checkbox"/> 人工授精		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
院外処方の有無		<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	
本人負担額の内訳	区分	医療機関分		薬局分
		保険診療分		保険診療以外の不妊治療等に係る本人負担額(ただし、体外受精・顕微授精を除く。)
		診療点数	本人負担額	
	年4月分	点	円	円
	年5月分	点	円	円
	年6月分	点	円	円
	年7月分	点	円	円
	年8月分	点	円	円
	年9月分	点	円	円
	年10月分	点	円	円
	年11月分	点	円	円
	年12月分	点	円	円
	年1月分	点	円	円
年2月分	点	円	円	
年3月分	点	円	円	
計		円	円	
本人負担額 円				

(平成23年9月1日掲示済)

**奈良市告示第508号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成23年9月1日掲示済)

**奈良市告示第509号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成23年9月1日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき（物品6件）

るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

## 8 連絡先

奈良市都市整備部都市計画室交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成23年9月1日掲示済)

**奈良市告示第510号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年9月2日

奈良市長 仲川元庸

施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
	名称	所在地	
佐藤 学 旧	さくら鍼灸接骨院（佐藤 学）	奈良県奈良市学園朝日町2-3-103	
佐藤 学 新	さくら鍼灸接骨院（佐藤 学）	奈良県奈良市学園北1-8-8 サンライズビル1F	平成23年3月3日

(平成23年9月2日掲示済)

**奈良市告示第511号**

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年9月2日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	物件名 (財産名称)	物件の概要	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物-1	バルーン柄 深型ボール①	1,000個 P E N樹脂	50,000	5,000
物-2	バルーン柄 深型ボール②	170個 P E N樹脂	8,500	850

物-3	小鉢 46個	メラミン樹脂	2,300	230
物-4	茶碗① 68個	メラミン樹脂	3,400	340
物-5	茶碗② 37個	メラミン樹脂	2,000	200
物-6	フィルムカメラなど、いろいろセット	富士フィルム、ミノルタ、ナショナル、ペンタックス製	5,000	500

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

## 2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「ヤフー・オークション」という。）を利用して一般競争入札を行う。

（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）

なお、入札参加手続き等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。）において公開する。

（[http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k\\_nar\\_nara\\_city](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)）

## 3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

（<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=000000000>）

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

## 4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

(3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) あらかじめ入札参加申込みの手続きを完了していること。

## 5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続きを完了しない者は、入札に参加できない。

### (1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成23年9月5日（月）午後1時から平成23年9月22日（木）午後2時

までに手続きをすること。

### (2) 本申込み

① 方法 仮申込み手続きを完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成23年9月5日（月）から平成23年9月22日（木）まで  
(普通郵便で平成23年9月22日（木）の消印有効とする。)

### (3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

## 6 下見会の開催

### (1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
物-1 ～ 物-6	平成23年9月7日（水） から9月14日（水）まで 午後1時～午後3時 (予約制)	奈良市二条大路南 一丁目1番1号 奈良市役所 会計 課

## 7 入札期間及び方法

(1) 入札期間 平成23年10月6日（木）午後1時から  
平成23年10月13日（木）午後1時まで

### (2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)のすべての手続きを完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。

② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

## 8 開札及び落札者の決定

(1) 平成23年10月13日（木）午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入

# 奈良市公報

第273号

平成23年10月1日  
(土曜日)

札金額で入札した者を落札者とする。

- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

## 9 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

## 10 契約の締結

- (1) 落札者は、平成23年10月20日（木）までに売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が奈良市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、奈良市に帰属する。

## 11 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、平成23年10月27日（木）午後3時までに奈良市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は、損害金として奈良市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金（納付する金額）は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

## 12 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。

なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

## 13 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書（市ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

## 14 その他

- (1) 入札参加者は、ヤフー・オークション奈良市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。
- (2) 契約締結後に、奈良市の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び

売払代金の減額を請求することはできない。また、奈良市は、かし担保責任を負わない。

- (4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として奈良市に支払わなければならない。

## 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 会計課

電話 0742-34-5294

E-mail kaikei@city.nara.lg.jp

(平成23年9月2日掲示済)

## 奈良市告示第512号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年9月5日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年9月5日掲示済)

## 奈良市告示第513号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月6日

奈良市長 仲川元庸

### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

### 2 移動年月日

平成23年9月6日

### 3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年9月6日掲示済)

## 奈良市告示第514号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成23年9月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成23年9月6日

奈良市長 仲川元庸

医療機関名	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名	所在地
医療法人 康仁会 西の京病院 西大寺クリニック	医療法人 康仁会 理事長 高比 康臣	腎臓に関する医療	吉岡 伸夫	奈良市西大寺南町4番11号
しんのクリニック	神野 進	中枢神経に関する医療	神野 進	奈良市恋の窪一丁目5番1号

(平成23年9月6日掲示済)

**奈良市告示第515号**

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年9月7日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

## 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市大森町、押熊町、神殿町、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目、東九条町、中町、中山町及び古市町の各一部

## 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

## 4 縦覧期間

平成23年9月7日から平成23年9月21日まで

## 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年9月21日までに必着するように提出してください。

(平成23年9月7日掲示済)

**奈良市告示第516号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年9月7日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上田 雅		柔道整復	平成23年9月5日
陽養鍼灸整骨院 (上田 雅)	奈良県奈良市三条本町9-1		

(平成23年9月7日掲示済)

**奈良市告示第517号**

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月8日

奈良市長 仲川元庸

## 1 公の施設の所在地及び名称

奈良市阪原町25番地の1

奈良市青少年野外活動センター

## 2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 青少年野外活動センターの事業の実施に関すること。
- (2) 青少年野外活動センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 3 指定予定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 4 指定申請の方法

## (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民活動部スポーツ振興課

## (2) 申請期間

平成23年9月9日から平成23年9月30日まで

## (3) 提出書類

奈良市青少年野外活動センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市青少年野外活動センター指定管理者事業計画書

イ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他の活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成22年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状

## 5 その他

その他の詳細は、奈良市青少年野外活動センター指定管理者募集要項によります。

## 6 問い合わせ先

奈良市市民活動部スポーツ振興課

電話0742-34-4862

(平成23年9月8日掲示済)

**奈良市告示第518号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

## 奈良市公報

平成23年10月1日  
(土曜日)

第273号

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月8日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成23年9月8日

## 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁

止区域

以下省略

(平成23年9月8日掲示済)

## 奈良市告示第519号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成23年9月9日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
川原 誠	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番1号	神経内科 (肢体不自由)	平成23年7月1日

(平成23年9月9日掲示済)

## 奈良市告示第520号

平成23年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成23年9月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成23年度奈良市一般会計補正予算(第2号)
- 2 平成23年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成23年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成23年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

平成23年度奈良市の一般会計補正予算(第2号)は、次  
第1表 帳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,275,409	千円 1,468	千円 1,276,877
	1 分担金	6,100	1,468	7,568
15 国庫支出金		22,429,920	43,353	22,473,273
	2 国庫補助金	814,065	43,353	857,418
16 県支出金		5,760,254	281,824	6,042,078
	2 県補助金	1,958,689	281,824	2,240,513
20 繰越金		54,250	378,119	432,369
	1 繰越金	54,250	378,119	432,369
21 諸収入		2,329,817	11,900	2,341,717
	4 雑入	675,683	11,900	687,583
22 市債		15,093,300	△180,700	14,912,600
	1 市債	15,093,300	△180,700	14,912,600

歳入合計	124,335,200	535,964	124,871,164
歳出			
款	項	補正前の額	補正額
2 総務費		14,739,282	181,000
	2企画費	1,351,484	11,000
	3徴税費	1,192,989	170,000
3民生費		47,963,674	551,658
	1社会福祉費	18,163,413	195,329
	2児童福祉費	17,702,890	354,946
	3生活保護費	12,033,038	1,383
4衛生費		10,836,615	58,506
	1保健衛生費	1,718,604	26,900
	2保健所費	1,670,748	31,606
6農林水産業費		550,558	1,300
	1農林費	550,558	1,300
9土木費		13,110,082	△272,500
	1土木管理費	190,830	15,000
	2道路橋梁費	2,898,131	△355,000
	4都市計画費	8,813,524	67,500
11教育費		12,129,269	10,000
	5幼稚園費	1,238,626	3,000
	6社会教育費	1,404,348	7,000
12災害復旧費		42,000	6,000
	1農林水産業施設災害復旧費	2,000	6,000
歳出合計	124,335,200	535,964	124,871,164

第2表 債務負担行為補正

## 1 追加分

事項	期間	限度額
障害者福祉施設整備事業 補助事業	平成23年度から 平成24年度まで	千円 62,955
指定管理者による奈良市横井老人憩の家の管理に要する経費	平成23年度から 平成24年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

## 2 変更分

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額

## 奈良市公報

平成23年10月1日  
(土曜日)

第273号

奈良阪川上線 道路新設事業	平成23年度から 平成24年度まで	千円 745,000	平成23年度から 平成25年度まで	千円 1,100,000
------------------	----------------------	---------------	----------------------	-----------------

第3表 地方債補正

## 1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 129,400	千円 280,100
保健衛生施設整備事業	3,000	25,000
道路事業	1,590,400	1,235,400
災害復旧事業	41,300	42,900
計	15,093,300	14,912,600

平成23年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)平成23年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ187,374  
第1表 歳入歳出予算補正千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  
34,887,374千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表  
歳入歳出予算補正」による。

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 財産収入		千円 —	千円 200	千円 200
	1 財産運用収入	—	200	200
10 繰入金		2,183,100	59,181	2,242,281
	2 基金繰入金	—	59,181	59,181
11 繰越金		—	127,993	127,993
	1 繰越金	—	127,993	127,993
歳入合計		34,700,000	187,374	34,887,374

(註) 「第9款 繰入金」、「第10款 諸収入」を「第10款 繰入金」、「第12款 諸収入」に改める。

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金		千円 —	千円 200	千円 200
	1 基金積立金	—	200	200
11 諸支出金		35,200	187,174	222,374
	1 還付及び 還付附加算金	30,400	187,174	217,574
歳出合計		34,700,000	187,374	34,887,374

(註) 「第9款 公債費」、「第10款 諸支出金」、「第11款 予備費」を「第10款 公債費」、「第11款 諸支出金」、「第12款 予備費」に改める。

平成23年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97,912千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,516,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		千円 —	千円 97,912	千円 97,912
	1 繰 越 金	—	97,912	97,912
歳 入 合 計		21,419,000	97,912	21,516,912

（註）「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

##### 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 支 出 金		千円 7,870	千円 97,912	千円 105,782
	1 償還金及び 還付加算金	7,870	97,912	105,782
歳 出 合 計		21,419,000	97,912	21,516,912

（平成23年9月9日掲示済）

#### 奈良市告示第521号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月12日

奈良市長 仲川元庸

##### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

##### 2 移動年月日

平成23年9月12日

##### 3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成23年9月12日掲示済）

#### 奈良市告示第522号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年9月12日

奈良市長 仲川元庸

##### 1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

##### 2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

##### 3 処分年月日

平成23年9月26日

##### 4 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年6月2日から同月3日まで、同月7日、同月9日、同月11日、同月14日、同月16日、同月20日から同月21日まで、同月23日から同月24日まで及び同月28日

（平成23年9月12日掲示済）

#### 奈良市告示第523号

平成23年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年9月12日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

（平成23年9月12日掲示済）

#### 奈良市告示第524号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月13日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市公報

第273号

平成23年10月1日  
(土曜日)

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成23年9月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略
- (平成23年9月13日掲示済)

## 奈良市告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年9月14日

奈良市長 仲川元庸

施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
	名称	所在地	
旧 澤登 拓、 藤村 宏晃、 近田 卓生、 林 淳一郎、 涌井 永一 郎、大塚 健司	株式会社ふれ あい在宅マッ サージ（澤登 拓、藤村 宏晃、近田 卓生、林 淳 一郎、涌井 永一郎、大塚 健司）	奈良県奈良 市白毫寺町 835-1 大和紀寺ビ ル305号	平成23年 7月1日
新 澤登 拓、 藤村 宏晃、 近田 卓生、 林 淳一郎、 涌井 永一 郎、大塚 健司	株式会社フレ アス（澤登 拓、藤村 宏 晃、近田 卓 生、林 淳一 郎、涌井 永 一郎、大塚 健 司）	奈良県奈良 市白毫寺町 835-1 大和紀寺ビ ル305号	平成23年 7月1日

(平成23年9月14日掲示済)

## 奈良市告示第526号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年9月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項  
東部第2-2地区管路施設工事（大保）12工区・6工区（単独）ほか15件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モ

- デル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
(入札参加者に必要な資格)
- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
  - (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）
- 4 開札の場所  
奈良市役所入札室
- 5 開札の日時  
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札参加申請  
入札参加を申請する者は、告示日から平成23年9月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。
- 8 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間  
平成23年9月15日から平成23年9月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 電子入札の参加確認通知日  
平成23年9月22日
  - (3) 入札書の提出期間

平成23年9月29日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のＩＣカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書
- エ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 入札者の失格

- ア 内訳書が添付されていない入札書
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が開札日でない入札
- エ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

(6) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(7) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となります。
- (5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約室契約課  
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年9月15日掲示済)

**奈良市告示第527号**

奈良市横井老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年9月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市横井一丁目620番地の1  
奈良市横井老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市横井二丁目280番地の1

横井ひまわりクラブ  
会長 吉田 知津子

3 指定管理者の指定期間  
平成23年10月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市横井老人憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 奈良市横井老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成23年9月15日掲示済)

**公営企業****奈良市水道局告示第32号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年9月1日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

- 1 入札に付する事項  
送・配水管工事、奈良市大宮町一丁目地内ほか11件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
  - (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 場所

## 水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

## 4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

## 5 入札の日時

別表のとおり

## 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

## 7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを見認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

## 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年9月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

## 9 入札参加資格の審査及び決定

## (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

## (2) 入札参加者の決定通知

平成23年9月7日までに入札参加申請者に通知します。

## 10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。  
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

## (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成23年9月1日掲示済)

## 奈良市水道局告示第33号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成23年9月1日

奈良市水道事業管理者

福 村 圭 司

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 岡本 義一

(委託期間) 平成23年8月30日～平成23年10月31日  
(平成23年8月31日を除く。)

(委託区域) 奈良市内全域（月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町及び都祁馬場町を除く。）

(平成23年9月1日掲示済)

## 奈良市水道局告示第34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年9月15日

奈良市水道事業管理者

福 村 圭 司

## 1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市北登美ヶ丘二丁目地内ほか5件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停

<p>止期間中でないこと。</p> <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー</p> <p>4 入札の場所 水道局 4階 大会議室（北側）</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書</p> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成23年9月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成23年9月22日までに入札参加申請者に通知しま</p>	<p>す。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(3) 問い合わせ先 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200（内線）223</p> <p>別表省略</p> <p style="text-align: right;">(平成23年9月15日掲示済)</p> <h2 style="text-align: center;">選挙管理委員会</h2> <p><b>奈良市選挙管理委員会告示第58号</b></p> <p>平成23年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">奈良市選挙管理委員会 委員長 河村 武</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>50分の1の数</td> <td>6,029人</td> </tr> <tr> <td>6分の1の数</td> <td>50,239人</td> </tr> <tr> <td>3分の1の数</td> <td>100,477人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(平成23年9月2日掲示済)</p> <h2 style="text-align: center;">農業委員会</h2> <p><b>奈良市農業委員会告示第18号</b></p> <p>奈良市農業委員会平成23年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成23年9月7日</p> <p style="text-align: right;">奈良市農業委員会 農地部会長 吉村元志</p> <p>1 日時 平成23年9月14日（水）午前9時30分</p> <p>2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室</p> <p>3 審議案件</p> <p>(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及</p>	50分の1の数	6,029人	6分の1の数	50,239人	3分の1の数	100,477人
50分の1の数	6,029人						
6分の1の数	50,239人						
3分の1の数	100,477人						

- び第5条に関する許可申請及び届出について  
(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条  
第1号に該当する転用の届出について  
(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明  
について  
(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について  
(5) 水田利用転換届出について  
(6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて  
(7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について  
(8) 知事許可について（8月許可分）  
(9) 非農地証明について（8月分）

（平成23年9月7日掲示済）

## 議会

### 奈良市議会告示第18号

平成23年9月2日の9月定例会において、奈良市議会議員 山本 清の辞職を許可しました。

平成23年9月2日

奈良市議会議長

上原 勲

（平成23年9月2日掲示済）